

報道関係各位

件 名 狭あい道路の整備の推進について

狭あい道路の後退用地について、市が積極的に整備を行うことにより、生活環境の向上を図り、安全で住みよいまちづくりを推進していきます。

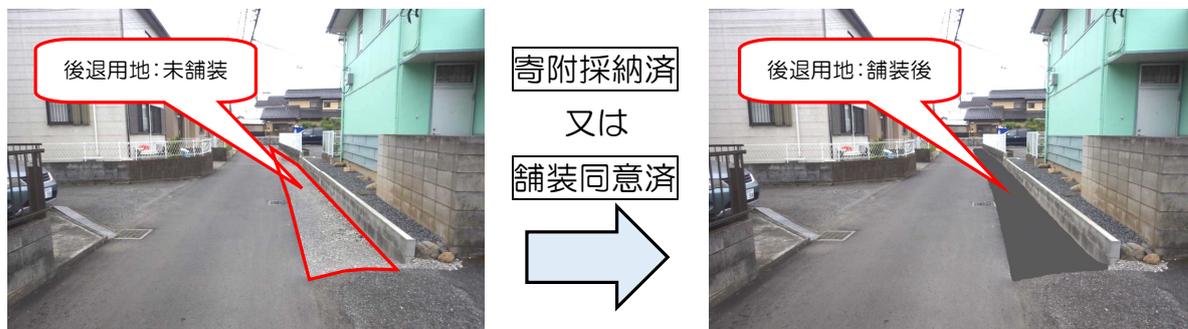
●概要

幅員が4mに満たない生活道路は、交通上、防災上等の観点から建築基準法等により敷地後退（セットバック）が求められます。

この敷地後退部分（後退用地）については、土地所有者から寄附された場合は市が維持管理を行います。諸事情により寄附に至らない場合には土地所有者が維持管理を行うこととなります。そのため、個人所有の後退用地の多くは未舗装であることが多く、花壇や植栽、ブロック塀等が設置されるなど、一般交通を妨げているケースも見受けられます。

こうした状況を解消し、安全で住みよいまちづくりを推進していくため、「飯能市道路後退用地整備要綱」を制定し、9月1日から施行します。

今後、狭あい道路の後退用地のうち寄附に至らない場合には、本整備要綱に基づき、所有者からの申請・同意を得た上で舗装整備等を推進していきます。



●後退用地の整備・管理の区分表

後退用地の寄附の有無		舗装整備等	整備後の維持管理
市に寄附する場合		市	市
市に寄附しない場合	舗装整備等に同意有	市（1度のみ）	所有者
	舗装整備等に同意無	—	所有者

【本要綱に関すること】

担当者 建築課長 齊藤 昌幸

連絡先 TEL 042-973-2170

【道路整備に関すること】

担当者 道路公園課長 白須 靖之

連絡先 TEL 042-973-2127

【後退用地の寄附に関すること】

担当者 建設管理課長 赤羽 英紀

連絡先 TEL 042-986-5082